

# 今年も農業者向け高騰対策を実施します

## 野田市動力光熱費等高騰対策事業補助金

野田市は海外情勢や円高等の影響による動力光熱費や飼料の価格高騰に直面する農家の皆様に「動力光熱費高騰対策事業」と「飼料価格高騰対策事業」として、農業経営の継続のための補助金を交付します。

### 補助金額

- ① **動力光熱費**・個人：令和4年分の税申告で記載した「**動力光熱費**」の2割  
法人：令和5年7月31日以前で最新の決算書に記載された**動力光熱費の2割**
  - ② **飼料費**・・・牛1頭10,000円、豚1頭1,500円、鶏1羽100円
- ※上限：①50万円 ②100万円 ※どちらか一方のみ受給可

### 交付対象者

- ① **動力光熱費**…次のA～Cを全て満たす者
  - A 令和5年8月1日から申請日までの間次の条件を満たしている。  
個人⇒野田市に住民登録がある 法人⇒本社を野田市に置く
  - B 令和4年の農産物販売金額が50万円以上
  - C 現に営農しており、令和6年以降も営農を継続する意思がある
- ② **飼料費**…次のA～Bを全て満たす者
  - A 野田市家畜防疫会の会員
  - B 現に営農しており、令和6年以降も営農を継続する意思がある



### 申請書類

- ① **動力光熱費**
  - ・交付申請書兼請求書
  - 【添付書類】
  - ・個人：令和4年分の所得税確定申告（または令和5年度の市県民税申告）に係る「青色申告決算書(農業所得用)」または「収支内訳書(農業所得用)」の写し(※)
  - 法人：令和5年7月31日以前で最新の会計年度の決算書に係る「損益計算書」および「製造原価報告書」の写し（動力光熱費と販売金額が分かる書類）
  - 法人登記全部事項証明書（法人のみ・写し可）（2か月以内に取得したもの）

※市県民税申告を実施した場合は、申告の際に提出した収支内訳に当たる書類(販売金額、動力光熱費の記載のあるもの)を提出してください。

※確定申告に係る書類には、税務署の押印があるもの又は受信通知を提出してください。詳細は裏面をご確認ください

※令和4年1月1日以降に経営を継承した場合は、個別にご相談ください。

- ② **飼料費**

・交付申請書兼請求書

⇒裏面に続く

## ◆ 提出する申告書の写しについて（個人） ◆

↳ 「青色申告決算書(農業所得用)」または「収支内訳書(農業所得用)」を提出

- |                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| ①税務署に直接提出                | ⇒ | 税務署の印がついた申告書の写し（※）                            |
| ②税務署に郵送で提出               |   |   |
| ③市の申告書作成会で作成             | ⇒ | 課税課の印が付いた申告書の写し                               |
| ④課税課に提出                  |   |   |
| ⑤e-Tax で提出               | ⇒ | 申告書の写しと併せて、メールで受信した                           |
| ⑥農協で作成                   |   | 「受信通知（メール詳細）」を添付                              |
| ⑦その他の機関が実施する<br>相談会などで作成 | ⇒ | 各相談会の受付印が押印された申告書があればその写し。<br>ない場合は上記①～⑥に準じます |

※手元に印がついた通知がない場合、国税庁の「申告書等情報取得サービス」で閲覧できます  
（マイナンバーカードが必要です。利用方法は国税庁にお問い合わせください。）

※管轄の税務署で税務署印が押印された申告書の写しの取得または閲覧を請求できる場合があります。  
（請求には1か月ほど時間が掛かる場合があります。詳細は管轄の税務署にお問い合わせください。）

## ○ 交付申請書兼請求書の配布場所：

### 動力光熱費

野田市役所（7階）農政課、関宿支所、市内農協支店および野田地区経済センター  
※野田市ホームページからダウンロードもできます

### 飼料費

野田市家畜防疫会経由で対象者に直接配布

## ○ 提出先：野田市役所 7階 農政課、関宿支所（受付のみ）

（郵送の場合 〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1

野田市役所 農政課 動力光熱費・飼料対策担当 宛）

## ○ 申請期間：令和5年9月5日から令和6年1月31日まで。

（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く。）

## ○ 受付時間：午前8時30分から午後5時まで。



## ■ 注意事項 ■

- ・ 根拠となる書類は申請から5年間手元で保管してください  
（後日調査を行う場合があります）。
- ・ 補助金の交付を受けた場合、令和5年度以降も農業経営を継続する必要があります。令和6年12月31日までにやむを得ず農業経営を休止する場合は、休止届を提出するものとします（短期で回復が見込まれる怪我や病気による休止は除きます）。
- ・ 申請に虚偽が判明した場合や、届け出なく農業経営を休止した場合は、補助金の返還を求める場合があります。

※その他、国や千葉県においても物価高騰対策事業を実施しておりますのでご確認ください。  
（詳細は各機関にお問い合わせください）

○お問合せ○ 野田市役所 農政課 農政係  
04-7123-1086（直通）